

「京都市伝統産業未来構築事業 新商品開発等支援プロジェクト企画運營業務」に係る公募型プロポーザルの実施に関する質問への回答

	質 問	回 答
質問 1	K P I に設定している 7 0 0 万円は最終消費者に販売する売上でしょうか。	最終消費者に販売する売上です。
質問 2	提出書類に関して、メールで提出した場合は 6 部準備不要ということで大丈夫でしょうか。	メールで提出の場合は準備不要です。
質問 3	本事業の契約の締結日のおおよその目安はいつでしょうか。	4 月中旬以降を想定しています。
質問 4	販売場所への商品の輸送費用は、委託費用からか伝統産業事業者の負担かどちらでしょうか。 3 年間の販売期間中の輸送費用は別途伝統産業事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	商品の輸送費用を誰が負担するかについては、契約締結後、協業する伝統産業事業者と協議のうえ、決定してください。
質問 5	登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書も 4 月 3 日までに提出が必要でしょうか。	必要です。
質問 6	選定された場合の業務委託金額は、どのようにして支払われるのでしょうか。	仕様書の「6 業務報告」を終えて、報告書の内容が問題ないことを確認した後、振込にて一括でお支払いいたします。
質問 7	3 年間の販売期間後の売れ残り商品の返品は可能でしょうか。または受託者による買取になりますでしょうか。	委託契約や買取契約については、協業する伝統産業事業者の内容と協議の上、決定してください。
質問 8	参加表明書には、代表印の押印が要りますでしょうか。	押印は不要です。
質問 9	開発した新商品の販売実績目標 (K P I) が達成できなかった場合のペナルティー等はございますでしょうか。	努力目標となりますので、ペナルティー等はございません。

質問 10	主たる販売場所は EC サイト（別途イベントプロモーション等をリアル実店舗で開催等）にて販売する形でも問題ないでしょうか。またはリアル実店舗での販売が必須条件となりますでしょうか。	EC サイトでの販売でも問題ありません。
質問 11	誓約書の「誓約者並びにその役員及び使用人の名簿」欄につきまして、弊社の規模から「全ての使用人」について記入することは困難ですが、代表取締役社長と本件実務の責任者の氏名でよろしいでしょうか。	「業務を統括する者又は、本事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者」を全て記載してください。
質問 12	プロポーザル時に販売可能な場所を記載せずに、業務進行中に探すような形でもよろしいでしょうか。	販売するまでが契約の仕様となりますので、具体的な販売可能な場所についてプロポーザル時に記載をしてください。
質問 13	プロポーザル時に販売可能な場所を数カ所提示して、協業する伝統産業事業者に合わせて販売場所を決めてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
質問 14	市からの委託事業者 2 社が協業で伝統産業事業者 2 社と計 4 社で商品開発を行い、販売するという内容でしょうか。	市からの委託事業者 2 社が、1 社ごとに伝統産業事業者 2 社と協業して新商品の開発を行っていただきます